

※ グレーでハッチングした項目は変更申請に該当しないと判断した。

通し No.	変更内容			関連条文	変更申請の該当有無	
	件名	条文	概要及び理由		○：該当有 ×：該当無	判断理由
1	敷地の面積及び形状の変更による変更	21	平成23年2月24日付けで変更許可申請した「MOX燃料加工施設との接続に係る変更・再処理事業所の敷地の形状及び面積の変更」の内容の「新規制基準対応申請」への取り込みを実施する。取り込みにより、再処理事業所の南西の社有地にある核燃料物質使用施設（環境管理センター）の周辺監視区域と、再処理施設の周辺監視区域の一元化等の観点から、南西の社有地部分の一部を再処理事業所の敷地に追加し、再処理施設の敷地、周辺監視区域を拡大する。（敷地面積：約380万㎡→約390万㎡）	3 9(外部火災) 24	○	使用済燃料の再処理事業に関する規則第一条の二 第二号（再処理事業の指定の申請）に基づく記載として、既許可の本文に敷地の面積及び形状が記載されているため。
2	第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大貯蔵能力変更	22	保管廃棄能力を確実に確保する観点から、低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第2低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力を変更する。	3 7	○	既許可本文に第2低レベル廃棄物貯蔵系の基本設計方針として最大保管廃棄能力を記載しており、変更の必要があるため。
3	安全上重要な施設の変更	15 7(耐震分類)	旧申請書等において、安全上重要な施設としていた、臨界関係計装及び遮断弁並びにプルトニウム精製設備注水槽及び注水槽の液位低警報については、当該設備の機能を期待しなくとも、未臨界維持及び冷却機能の維持に影響を与えないことが確認できたことから、以下のとおり、安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設に見直しを行う。 1) 分離設備臨界関係計装及び遮断弁 当該施設は、核的制限値の超過による臨界の発生を防止するために設置したものであるが、当該施設が機能しなくとも核的制限値を超えないことが確認されており、事業指定基準規則という安全上重要な施設にはあたらないため、安全上重要な施設以外の施設に区分を見直す。また、同様の理由から耐震SクラスないしはBクラスにはあたらないため、耐震重要度分類を従前A sクラスとしていたところ、Cクラスに見直す。 2) プルトニウム精製設備における注水槽及び注水槽の液位低警報 旧申請書等においては、当該施設を安全上重要な施設としていたが、改めてプルトニウム濃縮缶凝縮器の機能喪失に伴いプルトニウム濃縮缶の加熱を停止した際の硝酸プルトニウム溶液の温度推移を評価した結果、当該施設がなくても塔槽類廃ガス処理系の高性能粒子フィルタの除染性能に影響がないことが確認された。このため、当該施設を安全上重要な施設から安全上重要な施設以外の施設に区分を見直す。また、同様の理由から耐震クラスを従前のAクラスからCクラスに見直す。	2 7 18	○	安全上重要な施設の一部を安全上重要な施設以外の施設に見直す、見直しの経緯等は規則要求上必要の無い記載であり、見直しに伴う当該施設の構造・配置に変更は無いことから、既許可本文の設計要求事項及び再処理の方法に影響するものではない。しかしながら、見直した結果は、添付書類六に記載されており、本文変更はないが、変更申請に該当すると考える。

※ グレーでハッチングした項目は変更申請に該当しないと判断した。

通し No.	変更内容			関連条文	変更申請の該当有無	
	件名	条文	概要及び理由		○：該当有 ×：該当無	判断理由
4	耐震重要度分類見直し結果の反映	7(耐震分類)	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の定量ポット、エアリフト分離ポット、中間ポット及び脱硝装置を収納するグローブ ボックス並びにそれに附随する排気系統等は主に点検及び保守作業を行うために設置したものである。当該グローブ ボックスの閉じ込め機能が喪失した場合においても、除去できない少量の核燃料物質が存在するのみであり、その影響はSクラス施設と比べ小さいことから、旧申請書等でAクラスとしていたものをBクラスに見直す。なお、機器を収納するグローブ ボックスについては、収納する耐震Sクラス施設への波及的影響を防止できる設計（基準地震動による機能維持確認）とする。	無し	○	既許可の耐震設計方針に従うと定量ポット、エアリフト分離ポット、中間ポット及び脱硝装置を収納するグローブ ボックス並びにそれに附随する排気系統等は、地震によりその閉じ込め機能が喪失したとしても、公衆に著しい被ばくを与えることは無く、耐震Bクラスが妥当であり、本文の基本設計事項に変更はない。しかしながら、見直した結果は、添付書類六に記載されており、本文変更はないが、変更申請に該当すると考える。
5	建屋換気設備の耐震クラスの変更	7(耐震分類)	前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋及び高レベル廃液ガラス固化建屋の建屋換気設備（安全上重要な施設）の耐震クラス（Cクラス）について、放射線被ばくのリスクから公衆を守る観点から、Sクラスに変更する。	無し	○	耐震クラスの格上げは自主的対応であり、第7条要求に基づくものではない。しかしながら、見直した結果は、添付書類六に記載されており、本文変更はないが、変更申請に該当すると考える。
6	MOX燃料加工施設との共用及び取合いに係る変更	15	「安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性を損なわないものでなければならない」の要求事項を受け、他施設と共用する設備等を明確にする。 そのうち、MOX燃料加工施設との共用及び取合いについて、平成23年2月に申請したが、新規制基準の要求事項に基づき、DB施設及びSA施設を追加することに伴って、MOX取合い申請を取り下げ、変更申請に取り込んだ。	2 3 4 5 7 15(安重) 16	○	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋とMOX燃料加工施設との共用及び取合いを追加することにより、新たな共用に該当するため。

※ グレーでハッチングした項目は変更申請に該当しないと判断した。

通し No.	変更内容			関連条文	変更申請の該当有無	
	件名	条文	概要及び理由		○：該当有 ×：該当無	判断理由
7	線量告示改正に伴う変更	3 21 23	「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）」（以下「線量告示」という。）の改正に伴い、遵守する法令を変更する。	－	○	既許可本文の記載はないが、原子炉等規制法の改正に伴い、第四十四条（事業の指定）第二項に七号（放射線の管理に関する事項）が追加され、本文七号に記載する管理区域および周辺監視区域の設定に係る基本設計事項として線量告示で定める線量等を使用しているため。
8	固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタの1段から2段への変更に伴う、放射性物質の放出量及び線量の再評価	16	短時間の全交流動力電源の喪失時の線量の評価にあたって、固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタを1段から2段に多段化したことに伴い、フィルタの除去効率を99.9%から99.999%に変更して評価を行う。	4 15	○	既許可本文の記載はないが、原子炉等規制法の改正に伴い、第四十四条（事業の指定）第二項に八号（事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項）が追加され、本文八号に記載する設計基準事故時の線量評価にあたって固化セル圧力放出系の高性能粒子フィルタ除去効率を使用するため。
9	「安全解析に使用する気象条件」の変更並びに平常時及び設計基準事故時の公衆の線量評価の変更	16 21	添付書類四「敷地における気象観測、安全解析に使用する気象条件」等を至近の観測結果に基づくものに変更し、それに伴い、添付書類七「平常時における公衆の線量評価」及び添付書類八「設計基準事故」の線量の評価結果を変更する。 （本項目は整理表No. 10, 11の変更に基づき変更するものである。）	無し	○	既許可本文の記載はないが、原子炉等規制法の改正に伴い第四十四条（事業の指定）第二項に八号（事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項）が追加され、本文八号に記載する設計基準事故時の線量評価にあたって気象条件等を使用するため。
10	データの更新	21	添付書類四の一般気象等について、最新の観測結果に基づくものに更新する。	添七	×	一般気象等の最新の観測結果に基づくデータは、添付書類に記載されており、本変更で既許可本文を変更する必要はないため。
11	ICRP1990年勧告の法令への取り入れに伴う変更	3 21	ICRP1990年勧告の法令への取り入れに伴い、線量評価の計算式の変更、実効線量当量から実効線量へ変更する。	無し	×	線量評価の計算式および実効線量当量は、添付書類に記載されており、本変更で既許可本文を変更する必要はないため。

※ グレーでハッチングした項目は変更申請に該当しないと判断した。

通し No.	変更内容			関連条文	変更申請の該当有無	
	件名	条文	概要及び理由		○：該当有 ×：該当無	判断理由
12	モニタリングポストMP 5 移設に伴う配置図変更	24	2011年3月11日の東日本大震災の発生を受け、大規模地震発生時における周辺監視区域境界付近の環境モニタリング継続性の観点から、MP 5についても早期に移設して耐震性の向上を図った。	—	×	MP 5の移設については、既許可の基本設計事項に変更はなく、添付書類の管理区域及び周辺監視区域図の変更のみであるため。
13	遮蔽設計区分の統一	3	これまで規則改正を踏まえ、当初申請時における設計基準線量当量率と平成13年4月1日以降に変更する施設に対する設計基準線量率を記載していたが、施設の管理等の状況を踏まえ、当初申請時の設計基準線量当量率を示す表を削除する。	無し	×	遮蔽設計区分は、添付書類に記載されており、本変更で既許可本文を変更する必要はないため。
14	雑固体のうち廃活性炭の 処理に係る変更	—	2016年10月に発生した第1低レベル廃棄物貯蔵建屋で発生した廃活性炭を封入しているドラム缶表面及び床面への漏えい痕跡事象を受けて、雑固体のうちの廃活性炭について、水切りを発生元で行うものと低レベル廃棄物処理設備側で行うものを明確化し、容器に収納して廃棄する旨の記載を追加する。	無し	×	雑固体のうち廃活性炭の扱いに関する明確化であり、既許可の処理方法、ルートの変更は行わないため。
15	雑固体の管理方法の改善 等に係る変更	—	雑固体の管理方法の改善、一時集積場所の選定根拠・保管期間の考え方の明確化等について変更認可された保安規定の記載等を、申請書に反映する。	5 11	×	各施設から発生する雑固体を廃棄施設へ払出すまでの運用に関する事項であり、既許可のルートの変更は行わないため。

※ グレーでハッチングした項目は変更申請に該当しないと判断した。

通し No.	変更内容			関連条文	変更申請の該当有無	
	件名	条文	概要及び理由		○：該当有 ×：該当無	判断理由
16	安全性向上の観点での中性子吸収材の追加による変更	2	再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項に関わらず、更なる安全性向上の観点から、以下のとおり設計することを追加する。 精製施設のプルトニウム精製設備のプルトニウム濃縮缶により濃縮した硝酸プルトニウム溶液を内包する機器を設置したセルである、精製建屋のプルトニウム濃縮液受槽セル、プルトニウム濃縮液一時貯槽セル及びプルトニウム濃縮液計量槽セル並びにウラン・プルトニウム混合脱硝建屋の硝酸プルトニウム貯槽セル、混合槽セル及び一時貯槽セルの漏えい液受皿には、濃縮した硝酸プルトニウム溶液が漏えいし、溢水及び化学薬品の漏えいによる中性子の減速効果を考慮しても臨界とならないよう、あらかじめ中性子吸収材を漏えい液受皿に設置する設計とする。	無し	×	プルトニウム濃縮液の漏えいの発生を想定した場合でも、臨界に至ることは無いが、さらに厳しい条件として漏えいと同時に溢水及び化学薬品の漏えいが発生し、中性子の減速効果の変化が生じた場合でも臨界とならないように措置するものであり、既許可の設計基準における臨界管理手法を変更するものではないため。
17	安全性向上の観点での臨界事故の拡大防止対策の追記に係る変更	2	再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の要求事項に関わらず、更なる安全性向上の観点から、以下のとおり設計することを追加する。 全濃度安全形状寸法管理の機器からの移送経路を有する機器のうち、物理的に臨界事故の発生が想定し得る機器に対しても、万一の臨界事故の発生に備え、全濃度安全形状寸法管理機器に移送するための配管、又は可溶性中性子吸収材を供給するための配管を設ける設計とするとともに、可溶性中性子吸収材を配備する。	無し	×	本対策は、ストレステストの知見から更なる安全性向上の観点で自主対策として実施するものであり、既許可の設計基準における臨界管理手法を変更するものではないため。
18	核燃料物質の一時保管等の取扱いに係る変更	—	平成28年第3回保安検査において管理状態が不適切であると指摘された核燃料物質の管理状態の是正として、貯蔵容器取扱室へのウラン酸化物の一時保管の追加、シード用ウラン粉末等として使用するウラン酸化物貯蔵容器の移動等に関する記載を明確化する。	無し	×	既存設備の移送・搬送ルート及び一時保管場所の明確化であり、設備の構造・配置を変更せず、既許可本文の設計要求事項及び再処理の方法に影響するものではないため。
19	粉末状の放射性物質の取り扱いに関する記載の追加	4	大洗研究開発センターにおける放射性物質のフード外への飛散による作業員の内部被ばく・汚染事象を踏まえ、粉末状の放射性物質が外部に飛散することがない状態で取り扱うことを明確化する。	無し	×	既許可の設計の基本方針（放射性物質を限定された区域に閉じ込める機能を有する設計）内の対応であり、既許可の基本設計事項の変更に該当しないため。

※ グレーでハッチングした項目は変更申請に該当しないと判断した。

通し No.	変更内容			関連条文	変更申請の該当有無	
	件名	条文	概要及び理由		○：該当有 ×：該当無	判断理由
20	標準線源又はプールに貯蔵した使用済燃料集合体で、燃焼度計測装置等の校正が可能となるよう記載	18	使用済燃料受入れ設備に受け入れた使用済燃料集合体の燃焼度及び平均濃縮度を燃焼度計測装置の測定により求め、これに基づき臨界安全管理を行う設計とし、当該装置の信頼性確保の観点から、燃焼度計測装置に搭載された検出器の種類に応じて、標準線源又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の使用済燃料貯蔵プールに貯蔵した使用済燃料集合体を線源として用いた校正及び検査を行う。	17	×	既許可の範囲における燃焼度計測装置の運用に関する明確化のみであり、設備の構造・配置を変更せず、既許可の設計要求事項及び再処理の方法に影響するものではないため。
21	高レベル廃液濃縮缶内の温度計保護管内部を一般圧縮空気で加圧できることを追記	—	高レベル廃液濃縮缶内の温度計保護管は、濃縮缶側から保護管先端部にかかる圧力以上に保護管の内部を、一般圧縮空気系により加圧できる設計とする。	無し	×	本設備は保護管内部を圧縮空気により加圧するものであり、原理的に液位計等の導圧配管と同様なシステムである。既許可の設計の基本方針（放射性物質を限定された区域に閉じ込める機能を有する設計）内の対応であり、既許可の基本設計事項の変更には該当しないため。
22	過去の設備変更又は運用変更の反映	—	以下の過去の設備変更又は運用変更の反映する。 ・高レベル廃液ガラス固化建屋の北側には、模擬廃液受入槽を収納する模擬廃液貯蔵庫を設置する。（設工認） ・ガラス溶融炉の洗浄運転を実施する場合は、高レベル廃液に替えて模擬廃液供給槽からガラス溶融炉に模擬廃液を移送し、ガラス原料とともに熔融する。（設工認） ・ガラス溶融炉は、運転中に流下性の改善を図るため、棒状の装置を炉の上部から流下ノズル内部に挿入できる構造とする。 ・模擬廃液受入槽は、模擬廃液を受け入れ、模擬廃液供給槽に移送する槽である。（設工認） ・模擬廃液供給槽は、ガラス溶融炉の廃液供給運転開始時、洗浄運転時等、高レベル廃液を供給せずに、熔融ガラスからの放熱を抑制するための層を形成又は維持する際に、模擬廃液を供給する槽である。（設工認）	無し	×	既許可本文は、安全性確保のために重要な建屋を「再処理施設の主要な建物」としていること及びガラス溶融炉の回復運転において、模擬ガラスビーズ供給に替え原料ビーズと模擬廃液の供給による回復運転を実施するための模擬廃液を供給する設備であり、設備の追加が基本的な設計方針を変更するものではないため。 また、ガラス溶融炉の運転に係る条件として、「高レベル廃液ガラス固化設備の主要機器は、負圧の維持ができる設計」であり、棒状の装置を挿入する場合においても負圧を維持する設計であることから、設計方針を変更するものではないため。

※ グレーでハッチングした項目は変更申請に該当しないと判断した。

通し No.	変更内容			関連条文	変更申請の該当有無	
	件名	条文	概要及び理由		○：該当有 ×：該当無	判断理由
23	第2ユーティリティ建屋の設計進捗に伴う変更	25	次の設計進捗を反映した。 ①2011年4月15日に原子力安全・保安院より発出された指示文書（原子力発電所および再処理施設の外部電源の信頼性確保について（指示）」の対応により受電開閉設備の構成を変更した。（設工認申請書の反映） ②将来の第2ユーティリティ建屋への受電変圧器増設を考慮し、3号受電変圧器及び4号受電変圧器に接続する常用主母線、運転予備用主母線の2母線化。また、所内電源システムの信頼性向上のためユーティリティ建屋との母線連絡を追加。（設工認申請書の反映） ③給電先としてMOX燃料加工施設及び緊急時対策所を追加。（No.6で取り扱う）	15 26	×	第2ユーティリティ建屋の設計進捗に伴う受電開閉設備の構成変更は、既許可の設計要求事項および再処理の方法に影響するものではないため。
24	中越沖地震対応として、耐震性を向上させた460V運転予備用母線を追加	25	2004年に発生した新潟県中越地震の発生を受け、地震発生後の非常用電源システムを持たない建屋の照明及び換気電源確保の観点から、耐震性を向上させた460V運転予備用母線を追加した。	無し	×	460V運転予備用母線の追加は、既許可本文の基本設計事項を変更するものではなく添付書類の記載事項のみが該当するため。
25	廃棄物管理施設の変更内容の反映	15	ガラス固化体の収納管内面、収納管底部外面等の目視等による観察等に関する廃棄物管理施設の変更内容について、再処理施設で同様の施設であるガラス固化体貯蔵設備の項目に反映する。	無し	×	収納管等の目視等による観察に伴い、ガラス固化体貯蔵設備の保管容量へ影響を与えないこと、ガラス固化体貯蔵設備は、検査用の開口が予め設けられており、検査可能な構造であること、及び万一、補修が必要になった際のガラス固化体の移動についても、既許可の揚重設備等（クレーン、台車）で実施可能であることから、既許可の設計要求事項および再処理の方法に影響するものではないため。

※ グレーでハッチングした項目は変更申請に該当しないと判断した。

通し No.	変更内容			関連条文	変更申請の該当有無	
	件名	条文	概要及び理由		○：該当有 ×：該当無	判断理由
26	保守管理改善の反映	15	実施中の保守管理改善の取組み内容について、保守の項目等に反映する。	無し	×	既許可の設計の範囲において、再処理施設の設備等の性能の維持のために必要な部品交換等ができる措置は講じられており、既許可の基本設計事項の変更に該当しないため。
27	制御盤更新工事に伴う中央制御室の機器配置図変更	20	中央制御室の監視制御盤について、設備の機能維持のための更新工事を行う必要があり、当該工事に伴い中央制御室に設置する監視制御盤の配置変更を行うため。	無し	×	「制御盤更新工事に伴う中央制御室の機器配置図変更」について、これまでの計画では更新に伴い配置変更を行う予定としていたが、配置変更はせず同じ配置計画とするため変更許可申請の内容から削除とする。
28	中央制御室の緊急停止操作スイッチの使用用途明確化に関する変更	18 20	中央制御室の緊急停止操作スイッチは、再処理施設の必要な施設の運転を緊急停止するためのスイッチであり、以下の用途に使用する。 (1) 計測制御設備の運転制御が異常であると判断される場合に施設の運転を停止する手段として使用。 (2) 重大事故等の対処のうち、臨界事故及びTBP等の錯体の急激な分解反応が発生した際に施設の運転を停止する手段として使用。	10	×	再整理の結果、緊急停止スイッチは設計基準対象施設ではないため削除とする。 なお、重大事故等対処施設としての扱いは別途整理し、必要に応じて説明を行う。



※ グレーでハッチングした項目は変更申請に該当しないと判断した。

通し No.	変更内容			関連条文	変更申請の該当有無	
	件名	条文	概要及び理由		○：該当有 ×：該当無	判断理由
29	六ヶ所保障措置分析所との共用に係る変更	15	<p>「安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性を損なわないものでなければならない」の要求事項を受け、他施設と共用する設備等を明確にする。</p> <p>そのうち、六ヶ所保障措置分析所との共用について、既許可 既許可 添付書類に記載があり、許可をうけているものである。ただし、添付書類に許可を受けている内容（運用）を追記する。</p>	2 3 4 5 7 15(安重) 16	×	既許可添付書類に共用することを記載し許可を受けている事項の明確化であり、本変更で既許可本文を変更する必要はないため。
30	バイオアッセイ設備との共用に係る変更	15	<p>「安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性を損なわないものでなければならない」の要求事項を受け、他施設と共用する設備等を明確にする。</p> <p>そのうち、再処理事業所で核燃料物質の使用施設として許可を受けているバイオアッセイ設備との共用については、既許可 添付書類に記載しており、許可をうけているものである。</p>	2 3 4 5 7 15(安重) 16	×	既許可添付書類に共用することを記載し許可を受けている事項の明確化であり、本変更で既許可本文を変更する必要はないため。